障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号）	第三十条第二項の規定による記録の保存
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）	第三十条第二項の規定による記録の保存
（略）	（略）

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第二十六条第一項（第四十三条第一項及び第二項、第四十三条の四並びに第四十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による居宅介護計画等の作成
	第五十八条第一項（第九十三条、第九十三条の五、第百六十二条、第百六十二条の四、第百七十一条、第百七十一条の四、第百八十四条、第百九十七条、第二百二条、第二百六条、第二百六条の十二、第二百十三条、第二百十三条の十一、第二百十三条の二十二及び第二百十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による療養介護計画等の作成
	第百三十四条第一項の規定による重度障害者等包括支援計画の作成
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第二十三条第一項の規定による施設障害福祉サービス計画の作成
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第十七条第一項（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）の規定による療養介護計画等の作成

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）

表二～表四　（略）

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

（略）	（略）
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	（新設）
	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）